

令和6年度 学校経営方針

北九州市立鞆ヶ谷小学校
校長 武本 篤

1 学校経営の基本的な立場

教育基本法及び学校教育法を基盤に、北九州市教育委員会の「北九州市子どもの未来をひらく教育プラン」やユネスコスクールの基本理念に基づくとともに、SDGsの視点を生かしたシビックプライドの醸成や誰一人取り残さない教育に重点を置き、地域や学校の実態、児童の心身の発達と特性を踏まえて、豊かな心・確かな学力・健やかな体の調和のとれた子どもの育成を図り、安全・安心で楽しい学校生活の実現に努める。

2 学校教育目標

進んで学び、豊かな心とたくましい力をもつ子どもの育成

<徳> 礼儀正しく、仲よく協力し、思いやりのある子ども	<知> 進んで学び、よく考え、正しく判断する子ども	<体> 健康で、何事にも粘り強く取り組む子ども
<ul style="list-style-type: none"> ○ あいさつ 返事、片付けが身に付いている ○ <u>友達のよいところやがんばっているところを褒めたり、一人一人の違いを認め合ったりしている</u> ○ 学校のきまりを守っている ○ みんなで決めた目標やめあてに向かって、力を合わせて取り組んでいる（学級力・学校力の向上） ○ <u>みんなが楽しくなる学校を創り出そうとしている</u> ○ 誰とでも遊んだり、グループになったりして活動できる ○ 自分にはよいところがあると思っている ○ 物事を多面的・多角的に考えようとしている 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学習した内容を理解している ○ <u>課題解決に向けて、主体的に、そして対話的活動をしながら追究しようとしている</u> ・自分の考えをノート等にわかるように書く。 ・話を自分の考えと比べながら聞く。 ・自分の考えを説明したり発表したりする ・課題解決に向けて、友達と話し合い、考えを深めたり、広げたりする。（学び合い） ○ 学習したことを活用しようとしている ○ 将来の夢や目標をもっている ○ 人の役に立つ人間になりたいと思っている 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 早寝、早起き、朝ご飯の生活習慣が身に付いている ○ 基本的な運動技能を身に付けている ○ 自分の課題を見付け、最後まであきらめずに取り組んでいる。 ○ 友達と協力し合って運動している ○ 自分一人でもコツコツと努力を重ねる。 ○ <u>困難なこと、できないことにも果敢に挑戦しようとしている。</u> ○ 外で元気に遊んでいる ○ <u>運動に楽しんで取り組んでいる（運動やスポーツが好き）</u>

<p><めざす学校像></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>みんなが生き生きと輝き、成長できる学校</u> ○ 元気な登校、より元気な下校、安心安全な学校 ○ 子どもも教師も、一人一人の違いを認め、励まし合い磨き合い、よさを発揮するはつらつとした学校 ○ 教職員相互が職種や立場を理解し、協働の人間関係を基盤として子どものために全力を尽くす学校 	<p><めざす教師像></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 心身ともに健康で、教育愛みなぎる教師 ○ 豊かな人間性と専門的な力量を身に付けた教師 ○ 子どもとともに考え、行動する教師 ○ 個々のキャリアステージに合わせて、自己研鑽に励む教師
--	---

3 本年度の経営にあたっての留意点

<ul style="list-style-type: none"> ○ 職員相互の信頼と協働体制の確立 ○ 学力・体力向上への統一した取組 ○ 学習規律の徹底 ○ 特別支援教育の充実 ○ けが・事故等の連絡・報告の徹底 ○ 不祥事防止〈体罰、情報管理の徹底等〉 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童の安全・安心の確保 ○ 積極的な生徒指導 ○ 全教育活動を通じた人権教育 ○ あいさつ・正しい言葉遣いの徹底 ○ 規範意識の育成 ○ 職員相互の信頼と協働体制の確立
---	---

4 学校教育目標達成のための具体的な方策～子ども・保護者とのよりよい人間関係を基盤に

◆ 子ども相互、子どもと教師、保護者とのよりよい人間関係づくり

学級経営、学習指導の基盤は、子ども相互、子どもと教師の「人間関係」。その人間関係をつくっていくのも授業や様々な活動。子ども同士の関わり合い、子どもと教師の関わり合い、つまり、「学び合い」を大切にしたい授業や活動づくりを行う。

(子どもが自分の力を発揮できる居場所づくり)

(1) 学びを深め、心を磨き、たくましい体力を育成する授業改善

主体的に課題を発見、解決する力の育成
～子ども自ら考えを伝え合う『探究的な学び』授業づくり～

① 韃ヶ谷小学校教育課程の編成→ 各学年の年間学習指導計画の作成・公開

- 学習指導要領に基づき、韃ヶ谷小学校の特色と各教科の「見方・考え方」を働かせる主体的・対話的な授業づくりをすすめていく。さらに、子どもたちが「おもしろい」と感じながら、自ら考えを伝え合う授業に重点を置いた教育課程を編成する。
- 総合的な学習の時間等を中心に国際理解教育、環境教育、福祉教育等ユネスコスクール・SDGsのこれまでの取組を生かした教育課程を編成する。
- 児童一人一人がよさや可能性を発揮できる学校生活や個に応じた学習の場の実現を図るとともに、道徳教育や体育・健康に関する指導の充実を図る教育課程を編成する。

② 学習規律の指導の徹底

- チャイムではじめ、チャイムで終わる。(教師自ら時間を守る)
- 次のチャイムまでに次時の学習用具を準備する。
- 机をそろえる。姿勢を正しく。返事をきちんとする。
- 正しい言葉遣いで、相手を意識して話す。

○ 相手の話を聴く。(最後まで、自分の考えと比べながら)～考えながら聴く。

③ 一人一人の子どもたちが考えを伝え合う対話活動(学び合い)の充実

- 一斉での話し合いだけでなく、ペアやグループを活用しての対話の場の設定。
- 何について、どのように話し合うか(話し合いの視点やゴール)の明示を明確にする。
- タブレット(考えの交流)やホワイトボード(考えを一つにまとめる)の活用。

④ 見方・考え方を意識させる授業づくり

- 各教科の「見方・考え方」を基に、子どもたちが「見方・考え方」を働かせている場を的確に捉え、意識させていくような授業づくりに取り組む。
- これまでの研究成果も踏まえ、ICTを活用した様々な活動の在り方を探求する。
- 習得した基礎・基本な知識・技能を活用し、課題を解決する学習や探究学習活動を行う。

⑤ 豊かな体験を通して、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める道徳教育の充実

- 各教科・領域での学習や体験的な活動を通して、
 - ・一人一人の違いを認め、思いやりの心をもって人に接し、人・学校(学級)を大切にする子ども
 - ・自分の考えをもち、正しい判断ができる子ども
 - ・健康な心と体をもち、気力の充実した子どもの育成に努める。
- 「特別の教科 道徳」については、年間指導計画に基づいて、発達段階や特性等を踏まえ、自主・自律、思いやりや相互理解、よりよい学校生活、生命尊重について重点的に指導する。
- 週1時間の道徳科を確実に実施(年間35時間)する。教科書と北九州道徳郷土資料・「新版のち」等を使用するとともに、家庭や地域社会等との連携、ボランティア活動や自然体験活動などの豊かな体験を通して、子どもの内面に根ざした道徳性の育成に取り組む。
- 「考え、議論する道徳」授業を推進し、多面的・多角的なものの見方や自分との関わり、考えを深めていくようにする。
- 豊かな心をはぐくむ体験の場として、次のような活動のさらなる充実を図る。
 - ・生活にゆとりをもたせ豊かな情操を養う読書タイムの充実

⑥ 年間を通しての体力アップの取組

- 「北九州市体力向上プログラム」の活用や年間を通して体力向上のための運動に取り組む。
- 体育の学習時間での運動量の確保(準備運動も含めて)
- 児童会活動を活用し、子どもたちが主体的に体力向上に取り組む活動を仕組む。
- 外遊びの推奨(朝の会が始まるまでの時間に外で遊ぶ時間の確保)

⑦ 専科指導の推進

- 子どもたちを複数の教員の目で見ること(チーム体制)により、一人一人の子どもの理解を深める指導体制の充実を図る。
- 本年度は、理科と英語を中心に専科指導に取り組む。また、持ち合い授業を積極的に推進する。

⑧ ICT活用の推進～GIGAスクール構想への対応

- タブレット端末を毎日のように活用を。
- 朝自習の時間と総合的な学習の時間でのICTスキル向上の時間を確保する。
- SKYMENU Cloud、Teams等を授業や行事等で積極的に活用する。
- タブレット端末の持ち帰っての活用（ドリルアプリ等）にも取り組む。

⑨ **実践的な指導力を高める組織的・計画的な研修の充実～学び合う教師集団づくりを目指して**

- 主題研究では、成果と課題を踏まえ子どもたちの確かな学びを深める研究を推進する。
(別途提案)
- 相互に授業を参観し、よいところを共有できる職員集団づくりを進めていく。
- 校内・校外での組織的・計画的な研修を一層充実し、実践的指導力の向上に努める。
- 経年研修・授業研究、メンター制度等による若年研修の実施により、実践的指導力の向上を図る。

(2) **一人一人の教育的ニーズに応える特別な支援を要する子ども等への指導の充実**

① **子ども一人一人の教育的ニーズに応える教育を推進するための計画的・組織的な支援**

- 関係機関や家庭等との連携のもと、学級経営・各教科等の指導・生徒指導等の観点から適切な指導や必要な支援の工夫を計画的、組織的に行う。
- 全職員で共通理解を図りながら特別支援教育を推進する。
- 保護者と教育課程について共通理解を図る。
- 自立活動や交流活動の充実を図る。

② **通常の学級における子どもたちの実態についても十分に把握し、一人一人の特性に応じた適切な支援が行えるよう学校全体の支援体制の構築**

- 視覚的な支援等ユニバーサルデザインの視点に立った授業を活用する。
- 特別に配慮を要する子どもたちについての情報交換の場を設定する。

③ **特別支援教育の校内体制の整備**

- 特別支援コーディネーター・生徒指導主任を中心とし、必要に応じて特別支援教育コーディネーターを中心にケース会議を開く。
- スクールカウンセラー、特別支援教育センター、特別支援学校のセンター的役割等との連携を図る。

(3) **子どもたち一人一人の自己指導能力を高め、学級力・学校力を自ら高め、創り出そうとする学級・学年・学校集団の育成**

① **安心・安全の基盤づくり**

ア 危機管理体制の充実～危機管理のさしすせそ

最悪の事態を想定して、慎重な対応、素早い対応、誠意をもって対応、組織で対応

- 子どもの命を第一義とした活動の推進と危機管理を図る。防災教育・安全教育についての共通理解を図るとともに、危機管理体制の充実を図り、防災、事故・事件の防止に努める。
- 危機管理マニュアルに基づいた実践を通して、実効性のある危機管理を推進する。
- 不審者侵入の未然防止のための登校後の全門扉閉門、スクールヘルパーによる見回り、来訪者カードのない人物への声かけなど、安全な学校づくりを推進する。また、侵入時の連絡方法や対応について共通理解と訓練を行い、組織的かつ迅速に対応できるよう備える。
- 安全点検を毎月実施し、危険箇所の早期発見に努め、早急に対策を講じて事故発生を予防する。

- 地域の防災防犯組織との連携を強め、子どもたちの安全確保への協力を得る。(校区周辺での不審者出没等の情報→関係機関との連携、tetoruの活用)
- 配慮の必要な子どもの様子をよく見取り、関係機関との連携が必要と感じた場合(とりわけ虐待の疑い)は、速やかに校長・教頭に報告する。
- 学校管理下でのけがや子ども同士のトラブルなど、保護者への丁寧な連絡(電話や家庭訪問)を心がけ、保護者の納得と信頼を得るように努める。特に、けがやトラブルなどの場合、事実関係をきちんと把握した上で説明を行い、今後の指導の方針までを理解してもらうように努める。(首から上のけがについては、特に慎重に(家庭訪問をして)保護者へ連絡する。
 - ◎ 重大なことや微妙なことは子どもを使って保護者に報告させないこと。
必ず、担任が責任をもって先に保護者に説明すること。(基本は保護者と直接話す)
 - ◎ 喧嘩やけがで相手がらみのときは要注意。→正確な事実関係の確認と保護者への連絡
「記憶」より「記録」が重要。迅速な対応は必要であるが、解決を急ぎすぎない。
 - ◎ 必ず教頭(校長)に報告「こんなことがあった。今こうなっています。」
- 保護者との結びつきの強化を。トラブルやけがの連絡だけでなく、よいことを発信する努力を。(保護者も子育てに悩んでいる。相談に乗る気持ちで。)
 - ・学級通信、学校通信等による子どもたちの学習や生活の様子の発信

イ いじめ問題の早期発見と早期対応～アンテナを高く、広く！

- いじめ問題については、全教職員が「いじめは、人間として絶対に許されない」「どの学校にも、どの子にも起こりうる」という強い認識に立ち、可能であれば月1回のアンケート(虐待も含む)を実施し面談を行うなど、子どもの心のサインを見逃さず早期発見・早期対応に努める。
- 校内いじめ問題対策委員会を生徒指導部会と併せて実施し、いじめ問題に対する取組の共通理解を図る。

② 学級力・学年力・学校力向上の取組の充実～学校・学年・学級目標のPDCA

- 学年・学級目標の設定に当たっては、子どもの実態を踏まえ、学校教育目標と連動させ重点化した目標を設定する。また、学期ごとの具体的な目標(子どもが具体的にイメージできる目標)を設定し、P⇒D⇒C⇒Aのサイクルを大切にして、目標達成への意欲を高める。
- 代表委員会を活用した学校全体で取り組む目標の設定や、各学級での取り組む目標や活動を子どもたちに考えさせ、実践させていく。さらに、その振り返りを各学期に行い、自分たちでよりよい学級・学年・学校を創っていこうとする意識を高めて、学級・学校集団づくりを進める。
- 委員会活動の継続的取組等や縦割り活動を柔軟に位置付ける。
今年度は、意図的に年に1度は他学年との交流する時間を計画・実施する。また、給食等で縦割り交流ができる機会を増やす。

③ 各種行事における体験的活動の充実～感動体験が自尊感情をつくる

- 学校行事、学年・学級行事への主体的な取組ができるよう 準備、目標の設定、取り組ませ方、振り返りの活動を充実する。→「させる活動」から「子どもたちが考える活動」へ
- 活動中での、友達や異学年への応援・声援、賞賛の場を。→他者理解、共感的理解
- 活動中での、感動や達成感、喜び(悔しさ)を感じる中での、仲間との一体感を。

④ 生徒指導体制の確立（チーム体制での対応）

- 共感的な児童理解を基盤に据えた学年・学級経営を充実する～人間関係づくり
 - ・日頃から学年・学級経営の充実を図り、子ども相互の好ましい人間関係と教師と子どもの信頼関係を育む。また、近接学年等、チームとしての連携を深め、学級担任だけでなく、学年・近接全体で、学校全体で子どもたちの指導にあたる生徒指導体制を確立するとともに、いじめ等に対応する教育相談活動の充実を図る。（学年集会等の積極的な実施）
 - ・どの子ども「伸びたい」「認められたい」という願いをもっている。言動の背景にある思いや願いを温かく理解することを、経営の基盤に据える。
 - ・子どもの変化を見逃さず心の悩みをつかむとともに、学習指導計画書に日々の指導の評価・反省や子どもの記録を残し、一人一人の実態に応じたきめ細かな指導を進める。
→どの先生が、どの子にも！
- 生徒指導体制を生かした行動連携と、落ち着いた学校生活を生み出す
 - ・不登校傾向等諸問題に対して組織的かつ迅速、そして長期的な対応が行えるよう、生徒指導体制を生かした行動連携を進める。学級経営上の問題を担任一人で悩まず、学年・学校全体の問題として受け止め対応していけるよう、各学級の学級経営上の留意点を共通理解する機会を設定する。
 - ・落ち着いた学校生活を生み出すよう、全教職員の共通理解のもとに、目標をしばった生活指導に取り組む。

（4） あらゆる教育活動を通じた人権教育の推進

- ① 学校の教育活動全体を通じて、一人一人の子ども（そして教職員）が人権の意義や重要性について理解を深めるとともに、人権感覚を身に付け、それが具体的な態度や行動に現れるような人権教育を進める。各種資料の積極的な活用に努める。（指導の重点参照）
- ② 一人一人の子どもが、自己有用感のもてる活動や集団づくりを行う。
- ③ 言葉遣いに配慮し、学校生活の中に温かい言葉を増やす取組を行う。
（ありがとう、すごいね、大丈夫？、どうぞ・・・）
- ④ 配慮の必要な児童について、職員間で共通理解する機会を設定する。

（5） 生きる力育成の基盤づくりとしての健康教育の充実

- 健康で安全な活力ある生活を送るための基礎を培う健康教育を推進する。養護教諭による保健指導等により、健康な生活習慣の自己管理の態度の形成を図る。
- 全職員によるフッ素化合物洗口を実施する。

（6） 学校生活習慣の形成と子どもの感性に働きかける美しい環境づくりの推進

ア 学校生活習慣の定着～「あいさつ」「返事」「お片付け（整理・整頓）」の継続指導

- 学校生活における必要な生活習慣の定着と授業における学習習慣・学習規律の形成。
 - ・学校生活習慣の統一した指導 掃除の仕方、給食当番の仕方、職員室への入り方
「学校のきまり」はあくまで指標。安全、安心、マナーとして、自分で判断できる力を。
 - ・学習に集中する美しい学習環境づくり 机周り・教室内の整理・整頓

イ 基本的な生活習慣・学習習慣・読書習慣の形成を図る取組の家庭への啓発

- 早寝、早起き、朝ごはん、挨拶、家庭での学習や読書習慣の形成「ノーテレビ・ノーゲーム・読書の日」の取組（毎月23日）、家読（うちどく）のすすめ。

※ 学級懇談会や学級学年通信等で啓発を

＜家庭学習の徹底＞

- 1 必ず宿題を課す。(学年に応じて、宿題＋自主学習)
- 2 調べたり、文章を書いたりする宿題を与える機会をつくる。
- 3 自主学習の方法について、具体例を挙げながら教える。
- 4 宿題、家庭学習は必ず点検し評価する。

○ 読書習慣の形成

- ・朝自習での読書タイムや図書室活用時間の確保
- ・PTA等による読み聞かせの拡大や図書委員会の取組の活用
- ・様々な分類の本に親しむ取組を(いつも子ども任せだけでなく、時には限定して)

5 勤務する上で気を付けてほしいこと

- ◆ 綱紀肅正～教育公務員・社会人としての高い自覚を！（厳しい目で見られている）
お互いに声を掛け合い、職員集団の質を高めよう！

(1) 体罰・不適切な言動の禁止

- 子どものよりよい発達、自己指導能力を育む指導方法を追究する教師をめざそう。
- ※ 体罰、不適切な言動は、暴力。

(2) 飲酒運転防止の取組

- 飲酒運転については、論外。犯罪である。その他、交通法規の遵守を。
- 飲酒運転撲滅に向けたルール
 - ・翌日が勤務日、または自動車を運転する日は午後10：00を過ぎて飲酒をしないようにする。(飲酒後、8時間は空けるようにする)
 - ・前日、飲酒した場合は出勤時にアルコールチェッカーの活用を。
 - ・出張前後にアルコールチェッカーを使用してのアルコールチェック(記録表に記入)
※直帰する際は、学校用アルコールチェッカーを持ち帰り、電子申請で記録する。
 - ・アルコール依存と寝酒、飲酒運転の関係が深いことから、自身の飲酒について自覚を深めるようにする。
 - ・アルコール依存防止と健康保持のため、飲酒の際には節度ある適度な飲酒を心がける。

(3) 個人情報漏洩防止・セクハラ防止・経理明確化・信用失墜行為禁止の徹底

- デジカメ・USB三原則(必要最小限を 管理職の許可を得て 二重のセキュリティを)
 - ・学校用デジカメ～持ち出し表に記入、その日のうちに必ず返却
※データはパソコン等に保存し、カメラ内は必ず空にする。
 - ・学校用USB等の使用
(個人用USB・PCの使用禁止、個人用デジカメ・スマホでの撮影禁止)
- 個人情報の管理の徹底
 - ・個人情報の持ち帰りの際の手続きを確実に。
 - ・データなどは、もしもに備えた対応を。(名前を入れずに出席番号で表すなど)
 - ・SNSなどネット上への掲載の禁止

- ・タブレットパソコンに個人情報を保存しない。(クラウド上も)
- ・保護者に返事をもらう手紙などは、色付き用紙で配布、回収。
- 保護者や子ども等とのSNS等を使っての連絡の禁止 (必要な場合は管理職に届出を)
- 校納金等の現金での購入は、持ち出して2日以内に。(1週間以内には、戻入を)

(4) その他の取組

- 勤務の態様
 - ・校支援システムでの出退勤登録を正確に。(月締め処理を翌月2日までに行う)
 - ・休暇届等は事前に校務支援システムにて申請し、管理職にその旨を口頭で伝える。緊急の場合は電話で行い、事後速やかに処理する。
 - ・勤務時間内の外出(校外学習、補導、家庭訪問等)については、管理職に届ける。
 - ※子どもを教員の車には乗せない。
- 学年・学級だより等、子どもたちを通して保護者に配布する文書は、教頭(校長)の目を通す。
- 次のような場合は、事前に校長の許可をとる。
 - ・学校名、校長名で文書を発出する場合(報告書や調査書等)
 - ・保護者を召集する場合
 - ・通常時間以外に子どもを召集する場合(土・日)
 - ・外部講師や地域の方の来校を依頼する場合
 ※放課後残す必要のある場合は、保護者に連絡を。
- 業務改善の取組
 - ・定時退校日(18時まで)の設定 ※それ以外でも19時までには必ず退勤。
 - ・整理整頓、教材教具の共用、仕事の優先順位をつけてすすめる。
 - ・月の在校時間45時間以内を目標に。
 - ・学級事務や教材研究の仕方の情報交換を。